

令和 4 年 4 月

第 23 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 山崎 豊

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 任	係
令和 4年 4月28日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第23回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第1号

下記について付議するため、4月27日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第23回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第2号議案	租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について
第3号議案	生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	2番 山崎 豊	3番 茅野 和廣
4番 伊藤 勝博	5番 中村 浩幸	6番 高山 豊江	7番 早船 輝明
9番 小櫃 敏文	10番 中山 正二		

3 欠席委員

8番 加藤 吉江

4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

5 出席職員

事務局長 池沢 信幸	事務局次長 吉田 浩司	農地係長 嶋田 健一
書記 村田 智史		

6 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、2番 山崎 豊 委員を指名した。

8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項5について「資料1」により逐次説明した後、報告事項6について、次のように説明した。

事務局 「報告事項6、欠員に伴う農業委員担当地区割の変更について、ご説明いたします。

先月7日にご逝去された中田晋一委員の担当地区については、現在、同じ安行地区を担当いただいている、山崎豊委員、小櫃敏文委員のお二人に一時的に地区担当をお願いしているところでございます。

法令上、農業委員の補充が必要な場合に関する規定はなく、必ずしも、農業委員が1名欠員するごとに欠員を補充する必要はございません。

ただし、欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに農業委員を任命することが適当であるとされています。

補充する場合も通常の農業委員の選任手続と同様に、推薦・募集等の手続を行うことが必要であり、市議会の同意を経て、市長が任命することになります。

補欠の農業委員が補充された場合、当該補欠の委員の任期は辞任等した農業委員の残任期間である令和5年7月19日までとなり、任命までのスケジュールを考慮しますと、補欠委員の任期は1年未満となります。

以上のとおり、補欠委員の任期が1年未満となり十分な活動ができずに任期が終了してしまうこと、また、引き続き地区担当となることに対し、山崎豊委員、小櫃敏文委員のお二人から内諾をいただいていることを踏まえ、欠員補充につきまして、松澤会長、山岡代理、任命権者である市長にご意見を伺ったところ、欠員補充ではなく、お配りした資料のとおり、担当地区割の変更で対応することになりましたので、ご報告いたします。」

- (3) 報告事項1から報告事項6について、全員これを了承した。

9 議案の上程

- (1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

- (2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、西新井宿のかたから、西新井宿のかたへ所有権を移転し、住宅敷地を拡張する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、新井宿駅から西に350mほどの所に位置する1筆、30㎡でございます。

譲受人の住居は、昭和36年頃に申請地の隣地を借り受け、建築したものであり、現在、自転車や原動機付自転車置場がないため、入口通路にとめておりますが、通行に支障が生じており苦慮していたところ、譲渡人から住宅敷地の底地と併せて申請地を購入できることになり、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ500m以内に新井宿駅があるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、住宅敷地に係る費用は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合

は許可しないことになっていますが、現在、通路を塞いでおり、通行に支障が生じていることから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地は譲渡人から同時に取得するため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、駐車する車両等の数から判断すると問題なく、面積は適正であるため、該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地の拡張が目的であり、施設等の建築を伴う計画ではないため、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界にある既存フェンスを残し、周辺に影響ないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「ただいま、事務局から説明があったとおりでございます。土地利用計画図のとおり、既存宅地に隣接する土地でございます。特に問題ないものと考えております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。」

5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(3) 第2号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、花木を栽培し専業農家を営む、蕨市のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願ひます。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、芝南保育所から南西に400mほどの所に位置しており、申請地は自宅から道路を挟んで北側に位置した13筆、計2,709㎡でございます。

申請人は、35歳の頃から20年以上農作業に従事しており、申請地のうち4筆、計761㎡では、洋ラン等の花木を栽培しております。残りの9筆、計1,948㎡につきましては、現在、貸付先の法人が市民農園を開設しており、引き続き農園用地貸付けを行うとのことでございます。

現在の年間従事日数は300日で、妻の100日、母の150日と併せて世帯で550日でございます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局の職員と現地の確認に行きまして。申請者に話を伺いましたが、ただいま、事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(4) 第3号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

1) 議長は第3号議案を上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。
「本件は、植木を栽培し兼業農家を営んでいた、安行のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」
- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。
「申請人の自宅は、安行東中学校から北に 600mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南に 300mほどの所に位置した 1 画地、844.89 m²でございます。
買取事由発生人は申請人の兄で、24 歳の頃から年間 100 日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、35 歳を過ぎた頃より病気が悪化し入院することが多くなり、令和 3 年 7 月 25 日に 69 歳でお亡くなりになりました。
申請人の世帯では、申請地 844.89 m²の農地を耕作しており、買取事由発生人 1 人で、ヒバ等の植木を栽培し、入院中も買取事由発生人の指示のもとで、申請人が農地の管理をしておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、すべての生産緑地について買取申し出をすることになりました。
以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程よろしく願います。」
- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。
「本件の買取事由発生人は若い頃から病気を患っており、後継者がいないことから、弟である申請人が管理を任されておりましたが、申請人はすでに農業から離れておりまして、この状態ですと農地を健全に運用できませんので、このような申請となりました。ご審議の程、よろしく願います。」
- 5) 議長は第 3 号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

10 連絡事項

- ・令和 5 年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出の実施と意見集約への協力依頼について
- ・令和 5 年度農林関係税制改正に関する要望について
- ・農業委員会による最適化活動の推進等について

1 1 閉会

午前10時40分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第23回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和4年 4月27日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩